

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成25年9月20日認可した。

平成25年9月27日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土 地 改 良 事 業 名
木田郡三木町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 瀬子池地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 大塚地区
高松市東植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 惣天満地区
香川町浅野土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 久保下地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 坂下上地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 坂下地区
”	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 上実相寺地区